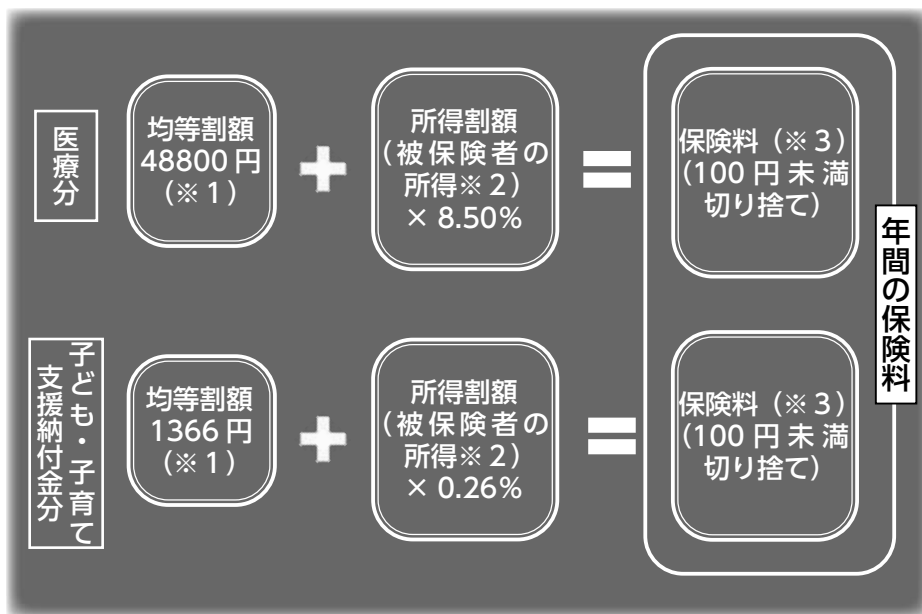


後期高齢者医療保険料の決定通知書を送付

●問い合わせ 保険年金課 後期高齢担当 (☎ 656 - 6529)

図 保険料の年額算出イメージ



●令和7年所得を基に計算
本年度の保険料は、図で示すように決まります。

後期高齢者医療保険料
額決定通知書を7月10日
(金)に被保険者へ送付
します。

本年度から子ども・子育て
支援法などの改正によ
り、子ども・子育て支援
納付金分も保険料の徴収
に追加されます。

保険料を決める基準
(保険料率)は県内均一
で、医療分は2年ごとに、

●コンビニ納付が可能に
本年度の後期高齢者医療
保険料普通徴収(納付
書)分から全国の対象店
舗でコンビニ納付が可能
になります。詳細は通知
書に同封される納付書を
確認してください。特別
徴収(年金天引き)分は
コンビニ納付の対象外と
なります。

子ども・子育て支援納付
金分は1年ごとに見直し
されます。

※1 所得の少ない人
は、被保険者と世帯
主の所得に応じて、
均等割額軽減(7・
2割・2割)が適用
されます。

※2 被保険者の所得
は、総所得金額など
から基礎控除(43万
円)を引いた額を原
則とします。

※3 保険料の年額の上
限(賦課限度額)は
87・1万円です(医
療分85万円、子ども
分2・1万円)。

未就学児の医療費を無償化

●問い合わせ 保険年金課 医療担当 (☎ 656 - 6530)

令和8年8月診療分
から子ども、重度心身障
がい者、ひとり親家庭医療
費給付受給者のうち、未
就学児の保険診療に係る
自己負担額を全額給付し
ます。

これにより、3歳未満
の子どもと同様に、3歳
以上小学校入学前の子ど
もも医療機関での支払い
が無料になります。

※保険診療外の費用は自
己負担です。

対象者には7月中に新
しい受給者証を送付しま
すので、8月以降は医療
機関に新しい受給者証を
提示してください。すで
に受給者証を交付してい
る人で、手続きが必要な
人には案内を送付します。

※受給者証は高校生まで
(18歳に達する日以後
の最初の3月31日まで)
の子どもに交付してい
ます。交付を受けてい
ない人は手続きが必要
ですので、保険年金課
に確認してください。

後期高齢者医療の資格確認書を送付

●問い合わせ 保険年金課 後期高齢担当 (☎ 656 - 6529)

表 資格確認書などの交付方法

対象者	交付方法
85歳以上の人 (令和8年8月1日時点)	これまでどおり、手続きなしで新しい資格確認書を7月中に送付します。届いた資格確認書で受診できます。
84歳以下(令和8年8月1日時点)でマイナ保険証を持っている人	マイナ保険証での受診をお願いします。7月中に「資格情報のお知らせ」を送付します。 マイナ保険証での受診が難しい場合は、申請により資格確認書を交付しますので、問い合わせてください。 ※既に申請済みの人は再度の申請は不要です。
上記以外の人	これまでどおり、手続きなしで新しい資格確認書を7月中に送付します。届いた資格確認書で受診できます。

現在発行されている資格確認書の有効期限は7月31日です。8月1日から有効の資格確認書などの交付方法については、次の表のとおり変更します。



国民健康保険税の納税通知書を送付

●減免制度について
表に該当する世帯は、国保税が減免や軽減をされる場合があります。

●所得に応じた軽減制度
世帯の所得の合計に応じて均等割額と平等割額が7割、5割、2割のいずれかの割合で軽減される措置があります。
※申請は不要ですが、収入のない人も含めて世帯員全員分の申告をしていることが必須条件です。

●納税義務者は世帯主
国保税は国保に加入している世帯ごとに計算されます。世帯主本人が国保に加入していない場合も、税額の計算には含まれませんが納税義務者は世帯主です。ただし、世帯主は軽減制度の判定対象者となります。

国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月10日(金)に世帯主宛てに送付します。

表 国保税が減免や軽減となる場合と手続きの方法

減免や軽減となる場合	手続き方法など
所得見込み額が昨年より30%以上減少する場合など	納期限7日前までに申請
災害などで納付が困難な場合	
自己都合でない離職者(非自発的失業者) ※勤務先の倒産や解雇などによる離職(特定受給資格者)、雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)など	税務課に問い合わせてください

▶問い合わせ
税額に関すること
税務課 ☎ 656-6570
資格に関すること
保険年金課 ☎ 656-6528
納付に関すること
収納課 ☎ 656-6573

●子ども・子育て支援金制度
全ての世代や企業が支援金を拠出し、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。令和8年4月分から、従来の国保税と合わせて徴収します。